

3 申告相談会場にお持ちいただくもの

- (1) マイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
※マイナンバーカード、通知カード、番号記載の住民票の写しなど
- (2) 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認する書類（身元確認書類）
※マイナンバーカード、運転免許証、公的医療被保険者証など
- (3) 個人住民税の申告書（役場から届いていない方は、申告会場にあります）
- (4) 口座番号がわかるもの（通帳など）
- (5) 令和4年中の収入の証明となる書類（源泉徴収票、事業主が出す支払証明書、収入証明書類など）、経費の証明となる領収書、金銭出納簿など（請求書、納品書などは、経費の証明となりません）
- (6) 控除の証明となる書類（生命保険料・地震保険料の支払証明書、医療費の領収書、障害者手帳など）
- (7) 収支内訳書（合計、収支などまで記載したもの。対象の方のみ）

確定申告書類の特定個人情報の取扱いについて

町の申告相談会場で確定申告書を作成する場合、個人番号の記載された申告書などの特定個人情報を一時的にお預かりして、税務署へ引き継ぎます。役場の税務課へ預けずに手続きを行いたい場合は、直接税務署で申告を行ってください。

下記の内容で確定申告をされる方は、税務署での申告をお願いします。

- 青色申告をされる方
- 土地・建物・株式・配当などに係る収入の申告をされる方
- 一時所得（賞金・当選金や保険の満期の払戻金など）の申告がある方
- 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 雑損控除を受けられる方

●日田税務署 ☎ 0973（23）2136 ※自動音声案内

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」「公的年金などの源泉徴収票」の発行などに関することは、日本年金機構日田年金事務所にお問い合わせください。

●日本年金機構日田年金事務所 ☎ 0973（22）6174 ※自動音声案内



マイナンバーカード時間外窓口を開設します（予約制）

マイナンバーカードの時間外窓口を下記のとおり開設します。日中は仕事で来庁できない方など、ぜひこの機会をご利用ください。

手続内容：カードの申請、受取り、更新などマイナンバーカードに関すること全般

開設日：2月14日（火）、24日（金）※23日（木）が祝日のため
3月14日（火）、23日（木）

時間：午後5時～7時

場所：玖珠町役場住民課窓口

予約方法：電話またはオンライン（前日までに予約）



予約フォーム

問 住民課 総合窓口班 ☎（72）1113